

職員の皆さま、近隣の皆さまへ

vol.56

次回の進行協議日程が迫る中で

コミュニティユニオンみなと

☎03 (5765) 9166

医療法人厚生会分会

分会長 岩渕 美和子

組合員一同

昨年3月に雇止めとなった岩渕看護部長は法人を相手取り、雇用の継続を求め東京地方裁判所に提訴しました。

単独審（裁判官がひとり）で始まったこの裁判は、前回の進行協議から裁判官が3人の合議審に変更されました。これまでこの裁判を担当していた裁判官は右陪席裁判官となり、新たに裁判長が加わりましたが、その裁判長の見解もこれまで同様、「（岩渕さんの）最後の契約更新後を重視する」です。

最終の1年間に岩渕さんが解雇相当となるような責を負うことをしたのかどうかを争うことになることが明白です。被告側はその1年間に起きたある案件について、事実確認も満足にしないまま、推測をも事実と誤認し、その責任をすべて岩渕さんに擦り付けていると原告側は主張しています。被告法人側は、前回の進行協議を含むこれまでのすべての口頭弁論に、代理人弁護士をオンラインで参加させており、一度も出頭していません。被告代理人弁護士は今後の尋問で初めて出頭すると思いますが、尋問の前に証拠に沿って、事実関係をきちんと見直ししてもらいたいと思います。

岩渕さんの次回裁判は、もう一度進行協議となりいよいよ来週の12月1日10時からに迫っています。傍聴のご案内は次々回の口頭弁論が決まり次第させていただきます。引き続き岩渕さんへのご支援をお願いいたします。

【岩渕美和子さんの雇止め・解雇の経過】

『岩渕さんは、憲法28条や労働法で守られている労働者の権利を主張し
病院を提訴し、闘っています。』

看護部長の岩渕さん（1年契約の有期雇用・継続して5年間勤務）は病院から明確な根拠を示されず、協議もされず、「抽象的な理由」で、昨年4月1日からの「雇用の打ち切り」を強行されました。岩渕さんは昨年4月1日まで在籍していると「有期雇用」から「無期雇用」に転換できる権利を有していましたが、その1日前に「雇い止め」になりました。この間、コミュニティユニオン東京港支部（以下CUみなと）は2回団体交渉をおこない、「雇用の継続」を求めてきましたが、病院側は雇止めに固執し、岩渕さんの無期転換の権利を奪いました。

また、団体交渉で病院側は雇い止めの理由に「看護師の退職」を主張したが、「これについて食い違いがある」ことを指摘すると病院側は「文書で回答」することや「次の団体交渉の日程を提示」することを約束していましたが、その約束も守らず、昨年4月1日「雇止め」を強行しました。岩渕さんはCUみなとや地域の仲間と「就労」を求めて病院前で宣伝し、出勤しようとしたが病院側に阻止され、団体交渉の申入れ書も拒みました。病院代理人弁護士を通じて「生産性がない」などと今も団体交渉を開催しようとしていません。

CUみなとは厚生会分会を結成し、岩渕さんの復職を実現するために取り組んでいます。岩渕さんの「雇止め」を撤回し、復職できるように病院への要請と岩渕さんへの激励にご協力ください。

＝要請先＝

医療法人財団厚生会古川橋病院

理事長 鈴木幸雄

港区南麻布南麻布2丁目10番21号

電話03（3453）5011

＝激励先・連絡先＝

コミュニティユニオン

東京港支部厚生会分会

港区芝1の4の9平和会館7階

電話03（5765）9166

FAX03（5765）9167

Mail：minatokurouren@m01.itscom.net